

下記のとおり公募型プロポーザルを行いますので、公告します。

令和7年6月17日

豊田市長 太田 稔彦

タレントマネジメントシステムサービス提供
及び導入支援業務委託プロポーザルの実施について

1 委託する業務

(1) 業務の概要

委託業務の内容は、タレントマネジメントシステムサービス提供及び導入支援業務委託仕様書のとおり

(2) 履行期限 令和8年3月31日

(3) 提案限度額 15,883,000円（消費税込み）

2 参加資格要件

次に掲げる条件をすべて満たす者

(1) 公告日において、令和6・7年度の豊田市競争入札参加資格（物品等）を有する者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

(4) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていない者であること。

(5) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。

(6) このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表に定める資本関係や人的関係がない者であること。（資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ありません。）

(7) 公告日において、次に掲げる条件を満たす者であること。

令和2年4月以降、官公庁（国、地方公共団体、公社、公団及び独立行政法人に限る。）発注の業務で元請として、1件当たりの税込金額800万円以上のタレントマネジメントシステムの導入支援業務及びサービス提供業務の履行実績を有する者であること。

3 業務説明資料等の交付

- (1) 交付期間 令和7年6月17日(火) から令和7年6月30日(月) まで(土・日曜日及び祝日を除く。)
- (2) 交付場所 豊田市役所総務部人事課人事担当(南庁舎3階) 又は人事課ホームページからダウンロード

4 参加表明書の提出及び参加資格の確認

- (1) 提出期限 令和7年6月30日(月) 午後5時まで
- (2) 提出場所 豊田市役所総務部人事課人事担当(南庁舎3階)
- (3) 提出方法 持参、郵送又はメール(提出期限必着)
- (4) 提出書類
 - ア 参加表明書
別紙「参加表明書」のとおり
 - イ 参加資格確認書類
「2参加資格要件(7)」が確認できる書類(契約書等の写し)

5 参加資格確認結果の通知

- (1) 通知期限 令和7年7月1日(火) まで
- (2) 通知方法 参加表明書提出者にメール又は郵送にて行う。

6 質問の受付及び回答

- (1) 受付期限 令和7年6月30日(月) 午後5時まで
- (2) 受付方法 持参、郵送又はメール(受付期限必着)
- (3) 回答 7月4日(金) までに人事課ホームページか参加者にメールにて行う。

7 提案書等の提出書類

A4サイズ片面12枚以内(見積書及び積算内訳書を除く。)に下記内容を記載すること。正本1部を紙で、副本をPDFデータで以下、提出先に提出すること。副本については、社名及び社名を連想させるロゴ等を使用しないこと。また、表紙や目次のほか、本文中にも記載しないこと。

- (1) 業務経歴
タレントマネジメントシステムサービス提供業務の実績一覧
(業務名、発注者、請負金額、契約期間、業務の概要等)
- (2) 業務担当体制
業務担当責任者・主任担当者等の資格、経歴、同種・類似業務実績、現在の手持ち業務
- (3) 業務実施方針
実施方針、業務体制、具体的実施方法、重点項目、課題及びその対応等
- (4) 本業務への提案や意見

- (5) 工程計画
- (6) 見積書及び積算内訳書（1部）

【提出先】

〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地
豊田市総務部人事課（南庁舎3階） 人事担当
電話 0565-34-6609（直通） FAX 0565-34-6815
メールアドレス jinji@city.toyota.aichi.jp

8 提案書等の提出期限等

- (1) 提出期限 令和7年7月11日（金） 午後5時まで
- (2) 提出場所 豊田市役所総務部人事課人事担当（南庁舎3階）
- (3) 提出方法 持参又は郵送（提出期限必着）
- (4) その他 参加表明書の提出後に提案を辞退する場合は、提案書等の提出期限までにその旨を文書（様式自由）に記載し、持参又は郵送（提出期限必着）により提出すること。

9 ヒアリング

- (1) 開催日時 令和7年7月16日（水） 午前10時から午後5時までのうち指定する25分間（時間は後日連絡する。）
- (2) 開催場所 豊田市役所 本庁舎会議室
- (3) 備考
 - ア 提出された企画書等に基づき1社25分（説明10分、質疑応答15分）のヒアリングを行う。
 - イ 出席者は3名以内とする。
 - ウ 説明は提出資料のみとし、模型やパネル、追加資料等の持込みは認めない。
 - エ プレゼンテーション及びの質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。
 - オ 状況によっては、ヒアリングの方法を変更する場合がある。その場合は、WEB会議が可能である ZOOM ミーティングを使用する予定であるため対応できるようにすること。

10 評価基準

- (1) 下記項目について選考委員が採点を行い、各選考委員の採点結果の合計が最高得点の者を最優秀提案者として選定する。ただし、あらかじめ定めた最低基準点以上の者とする。
 - ア 業務経歴等（100点）【事務局評価】
 - (ア) 企業の業務実績（20点）
 - (イ) 業務担当者（30点）
 - (ウ) 提案価格（50点）

イ 業務実施計画等（80点）【選考委員評価】

- (ア) 業務実施方針（16点）
- (イ) 本業務についての提案・意見（56点）
- (ウ) 工程計画（4点）
- (エ) 取組意欲（4点）

※詳細は別紙「評価基準」のとおり

(2) 価格評価について

価格点は、総合点500点満点のうち50点を満点とし、基本的に以下の式によって算出する。なお、小数点以下は四捨五入により算出する。

$$\text{価格点} = 50 \text{点満点 (価格点数)} \times (\text{最低見積金額} \div \text{見積提示金額})$$

- (3) 最高得点のものが同点の場合は、見積金額の安価な者を最優秀提案者として選定する。
- (4) 提案者が一者の場合でも、最低基準点に達しない者は最優秀提案者として選定しない。
- (5) 選考は以下の5名の委員により行う。

委員長	総務部	副部長	竹内 未帆
委員	(消) 総務課	課長	蟹 博文
	保育課	課長	相田 祐里
	情報戦略課	課長	久米 裕之
	人事課	課長	伊藤 亮

1.1 選考結果の通知及び契約

- (1) 選考結果通知（予定）日 令和7年8月5日（火）
- (2) 契約（予定）日 令和7年8月28日（木）
- (3) プロポーザルにより特定された者には、別途、契約課から見積書提出を依頼する予定。

1.2 その他

- (1) このプロポーザルに参加する費用の全ては参加者の負担とする。
- (2) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 次に掲げる提案は無効とする。
 - ア 公告に示す参加資格を有しない者がした提案
 - イ 見積金額が提案限度額を超える提案
 - ウ 提案書等に虚偽の記載をした者の提案
 - エ 市が示した条件に違反した提案
 - オ 選考委員に故意に接触を図った者、その他選考の公平性に影響を与える行為をした者の提案
- (4) 提出期限後は、提出された企画提案書等の差替え又は再提出は認めない（本市から指示があった場合を除く。）。
- (5) 提出書類は返却しない。なお、豊田市情報公開条例（平成10年条例 第34号）

の規定に基づき、提出書類を公開することがある。

- (6) 提案書作成のために本市から提示する資料は、本市の了承なく本件以外に使用・公表することはできない。
- (7) 全ての提案者の社名、評価結果（得点）及び順位は、豊田市ホームページ等において公表する。
- (8) 最優秀提案者と本市との間で契約条件に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成する。仕様書作成後、最優秀提案者を契約の相手方とし、見積徴取のうえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。また、この協議において、最優秀提案者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。
- (9) 最優秀提案者特定の日から契約締結の日までの間に次のいずれかに該当するときは、随意契約を行わない。なお、契約が不調に終わった場合は、最優秀提案者の次点の者と交渉するものとする。
 - ア プロポーザルの参加資格要件に適合しなくなったとき
 - イ 提案に関する書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき
 - ウ 契約条件に関する本市との協議が調わないとき
 - エ 本市が、最優秀提案者が委託事業を遂行することが困難と判断したとき
- (10) 前号の場合を除き、選考結果通知後の辞退は認めない。なお、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。

【問合せ先（提出先）】

〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地

豊田市総務部人事課（南庁舎3階） 人事担当

電話 0565-34-6609（直通） FAX 0565-34-6815

メールアドレス jinji@city.toyota.aichi.jp